

2023年12月12日（第11回，第12回）  
2023年度JLA中堅職員ステップアップ研修（1）  
領域2区分C①，②

## コレクションづくりの考え方・実際

田中 伸哉（元白河市立図書館）

### ◎本日の日程（概要）

9：30～10：20講義前半（メインルーム）  
10：20～10：30休憩  
10：30～11：10講義後半（メインルーム）  
11：10～11：20休憩  
11：20～12：00講義後半（メインルーム）  
12：00～14：00休憩  
14：00～14：40グループ討議（ブレイクアウトセッション）  
14：40～14：50休憩  
14：50～15：30グループ討議（ブレイクアウトセッション）  
15：30～15：40休憩  
15：40～16：30発表・まとめなど（メインルーム）

### ◎自己紹介

東京都墨田区生まれ  
1977年4月 東京都葛飾区役所  
1982年4月～ 東京都葛飾区立の図書館で図書館活動（お花茶屋図書館、水元図書館）  
1992年10月 佐賀県佐賀市教育委員会市立図書館開設室（当時、県庁所在地で市立図書館を持たない4自治体の一つが佐賀市でした。）  
…1996年8月オープン  
1998年4月 宮城県図書館企画協力班  
県内市町村図書館振興など。図書館員同士の顔のわかる関係を作ってきました。  
2003年4月 宮城県加美町小野田図書館開設準備  
2004年8月 宮城県利府町で図書館設置と新館の開設準備

### ◎自己紹介つづき

2009年4月 白河市立図書館の新館開設準備  
2011年7月24日 新白河市立図書館オープン  
2012年4月 白河市立図書館 館長  
2017年4月 白河市立図書館 館長（特定任期付職員として採用）  
2021年4月より2022年3月まで図書館専門司書…退職

市町村という第一線自治体の図書館で、コミュニティに身近で親しまれる図書館、敷居の低い図書館活動を目指しています。

趣味は音楽、家族・友人とのテニス、お酒と料理。 家族、猫3匹と共に暮らしています。

### ◎本講のねらい

（前半）図書館が蔵書を構成し棚を作り上げて行く時に行なう選書について、誰のために行なう作業なのか、司書の立ち位置、姿勢などを、幾つかの観点から共に考えてみたい。  
実際の図書館が立地している地域の事情（自治体の規模、出版流通、書店の状況など）、資料要求なども合わせ、選書から発注受入・廃棄など本のライフサイクルをトータルに考え、使うツールやシステム化された業務としての理解を深める。

実際の棚作りの面では、配架に直接関係する背ラベル・請求記号の事にも触れてみたい。  
なお、主に市販されている一般書を対象とし、児童書やコミック、雑誌などには直接にはふれない。

### ◎本講のねらい

（後半）生活圏にある図書館の、ある日の選書会議を思い描き、予算や規模や図書館の活動状況などいくつかの条件の下に、グループ（4～5名）ごとに実際に選書を行ってもらい、集団が合議をしながら本を選ぶことがコレクション作りに繋がって行く事の意義を理解してもらおう。

研修の機会の場合ということをも最大限に活かし、普段の図書館での本選びの中で、もっとこうしたい、やりたいと思っていること、感じていることを、伸びのびと表現しあって、本来の自分を磨いてほしいと思います。

0.はじめに

- ・日本の図書館2020によると
- ・貸出数は年間約637,626千冊
- ・予約103,172千件
- ・登録者数53,335千人/127,444千人…約4割強
- ・毎日新聞読書世論調査62ndでは  
一年間に図書館を利用した人は人口の28% (ただし16歳以上)

0.はじめに

毎日新聞の第62回読書世論調査 (毎日新聞2008年10月26日付, 15面)  
「読みたい本が廃刊や在庫切れだったときはありますか」…ある36%  
「図書館で借りる」…16%  
→第57回読書調査毎日新聞2003年10月26日付, 15面24%から16%に減少  
「古本屋 (やインターネット)」で入手する: 52%→33%から上昇  
「知人に借りる」と「諦める」が減っている。

0.はじめに

- ・図書館は何が期待されているのか
- 「図書館で借りる」…コミュニティが頼れる図書館運営とコレクションづくりが大切であり, 図書館間のネットワーク (相互貸借, 県域内の協力関係, 国会図書館からの借受け) を活かし, 蔵書以外からも資料を提供できることを, もっと利用者に知らせる必要がある。
- 図書館同士の協力関係があって, お互いにサポートしあうという仕組みが地域によっては整備状況に差があり, 知らない人も多い。予約・リクエストや相談を通じ, 絶版の本も頼れる図書館でないと, 利用者はリピーターにはならない。

1.図書館のコレクション (蔵書) への期待

何が期待されているのか?

図書館は蔵書なしには考えられない存在

色々な側面から見ていきましょう。

1-1.カール・セーガンの『コスモス』から見る

カール・エドワード・セーガン  
(Carl Edward Sagan, 1934  
年11月9日 - 1996年12月  
20日) は, アメリカの天文学者,  
作家, SF作家。元コーネル大  
学教授, 同大学惑星研究所所  
長。NASAにおける惑星探査  
の指導者。惑星協会の設立に尽力。



1-1.カール・セーガンの『コスモス』から見る

地球上の動物は「遺伝子の図書館」と「脳の図書館」とを持っている。

…一万年ぐらい前のことだろうか, 私たちの脳のなかにたまたま納まっているものよりも, もっと多くのことを私たちは知らなければならなくなった。…私たちは, ものすごい量の情報を, 遺伝子でも脳でもないところに貯えることを学んだ。

…そのような“記憶”の倉庫は, 図書館と呼ばれている。

1-2.ルイス・マンフォードの『歴史の都市・明日の都市』から見る



ルイス・マンフォード  
(Lewis Mumford, 1895年10月19日  
-1990年1月26日)は、アメリカ合衆国の建築評論家、文明批評家。歴史家。ジャーナリスト。大学教授も多く歴任。大英帝国勲章、全米芸術勲章受賞。

1-2.ルイス・マンフォードの『歴史の都市・明日の都市』から見る

～「ひとりぼっちの図書館は育たない」  
「図書館はひとつの建物ではない」～

...例えば、電力にしても、たった一つの大発電所だけでは、電力網全体に見られるような能率、融通性、安全性を持ってないだろうし、それ以上の成長も望めない。

...最大の便宜がえられるのは、なにもそこに電力なり図書なりがたくさん積みあげられているからではなく、それらがはっきり分節化され、ひとつの組織にまとめられているからである。  
したがって個々の利用者は、全組織に有機的つながりのある各地の支局や分館を利用すれば、必要に応じてあちこちの資源なり資料なりに連絡がつけられるわけである。

1-3.『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る  
近代公共図書館の5原則…ユネスコ公共図書館宣言

- ①公開…公共図書館の利用にあたっては、一切の差別区別があってはならず、誰でも自由に利用できるよう、公開されなければならない。
- ②無料…そのためには、無料で利用できる必要がある。
- ③公費支弁…無料で利用できるよう、図書館経営にかかわる経費は公費で賄われなければならない。
- ④法的根拠…そのためには、法的根拠をもち、
- ⑤民主的運営…民主的に運営されなければならない。

1-3.『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

IFLA（国際図書館連盟）年次総会において、ユネスコ公共図書館宣言の改訂が発表された。四半世紀が経過（1994から）、情報技術・社会の変化を反映させることが求められていた。

2020年にIFLA公共図書館部門が、宣言の使い勝手と有効性についての調査を行い、その調査結果から以下の提案がえられた

- ・今日の情報社会における公共図書館の役割の再考
- ・社会的包摂の強化
- ・地域の要求を汲み、地域の文化のアクセスやアーカイブの保存などに取り組むこと
- ・全年齢において学習や創造性を重視すること

この提案から改定の2つの大きな方向性が反映（より公平で人道的）されている

- ① 持続可能な開発
- ② 知識社会における図書館

1-3.『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

2022年7月18日採択

(2023年7月日本語タイトルを一部修正)

社会と個人の自由、繁栄および発展は、人間にとっての基本的な価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を進展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。それは、商業的、技術的、あるいは法的な障壁に妨げられることなく、科学や地域に関する知識をはじめとする、あらゆる種類の知識へのアクセスを提供し、知識の生産を可能にし、かつ共有することによって、健全な知識社会を支える。

1-3.『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

2022年7月18日採択

(2023年7月日本語タイトルを一部修正)

図書館は、どの国においても、とりわけ開発途上国において、教育を受ける権利、および知識社会や地域の文化生活へ参加する権利をできるだけ多くの人々が享受しうよう支援する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

1-3. 『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。それは知識社会の不可欠な構成要素であって、ユニバーサル・アクセスを実現し、すべての人に情報の意味のある利用を可能にするという責任を果たすため、情報伝達の新しい手法を継続的に取り入れる。また、知識の生産と情報や文化の共有・交換に必要な、そして市民の関与を推進するための、公共スペースを提供する。

図書館は地域社会を育むもので、積極的に新しい利用者にも手を差し伸べ、実効ある聞き取りによって、地域の要求を満たし生活の質の向上に貢献するサービス企画を支援する。人々の図書館への信頼に応え、地域社会への積極的な情報の提供と啓発が公共図書館の目指すところである。

1-3. 『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

公共図書館（つづき）

公共図書館のサービスは、年齢、民族性、ジェンダー、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分やその他のいかなる特性を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、デジタル技能やコンピュータ技能が不足している人、識字能力の低い人、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。コレクション（蔵書）とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応した、そして地域社会における言語的・文化的多様性を反映したものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現在の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

コレクション（蔵書）およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

1-3. 『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

公共図書館の使命

情報、識字、教育、包摂性、市民参加、および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。これらの基本的使命を通じて、公共図書館は持続可能な開発目標（SDGs）と、より公平で人道的な持続できる社会の建設に貢献する。

- ・検閲のない、幅広い情報や意見へのアクセスを提供し、あらゆる段階の正規と非正規の教育を支援するとともに、継続的、自発的、自律的な知識の探求を可能にする生涯学習を人生の全段階で支援する。
- ・個人の創造的な発展のための機会を提供する。そして想像力、創造性、好奇心と共感性を覚醒させる。
- ・生まれてから大人になるまで、子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
- ・情報に基づいた民主的な社会を整備していくという観点で、読み書き能力を向上させる識字の活動やプログラムに着手し、援助し、関与して、あらゆる年齢層のすべての人々のメディア・情報リテラシーとデジタルリテラシーの技能の発達を促す。

1-3. 『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

公共図書館の使命（つづき）

- ・デジタル技術を通じて、情報、コレクション、およびプログラムの利用を対面でも遠隔でも可能にして、いつでも可能な限り地域社会にサービスを提供する。
- ・社会的しくみの根幹に関わる図書館の役割を認識し、すべての人々にあらゆる種類の地域情報の入手と地域をまとめる機会を確保する。
- ・利用者の生活に影響を与える可能性のある研究成果や健康情報など、科学的知識の利用を地域社会に提供し、科学的進歩に関与できるようにする。
- ・地域の企業、協会、利益団体に対して適切な情報サービスを提供する。
- ・地域と先住民に関するデータ、知識、遺産（口頭伝承を含む）を保存し、利用できるようにする。人々の要望に沿って、確保し、保存し、共用する資料を特定する際に地域社会が積極的な役割を果たせる環境を整備する。
- ・異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
- ・伝統的なメディアであっても、デジタル化資料あるいはポーンデジタル資料であっても、文化的表現・遺産の保存および有意義な利用、芸術性の評価、科学的知識や研究と新機軸へのオープン・アクセスを促進する。

1-3. 『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

財政、法令、ネットワーク

公共図書館の建物への入場およびサービスは原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは国際的な協約や合意に基づいた、特定の、最新の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

デジタル時代において、著作権と知的財産権に関する法令は、物理的資源の場合と同様に、公共図書館に合理的な条件でデジタルコンテンツを調達しアクセスできるようにする法的能力を有していることを保証しなければならない。

図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、広域の図書館、研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

1-3. 『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

運営と管理

地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。地域についての知識と住民参加の重要性は、このプロセスにとって有用であり、意思決定には、地域社会の関与がなければならない。

公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

地域社会のすべての人々が、サービスを実際にもまたデジタル方式でも利用できなければならない。それには適切な場所につくられ、設備の整った図書館の建物、読書および勉強のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者にも都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

### 1-3.『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

#### 運営と管理（つづき）

図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。また、当該地域の、社会的に排除された集団、特別な支援を必要とする利用者、多言語の利用者、および先住民の要求にも対応する必要がある。

図書館員は、デジタルと伝統的なもの双方で、利用者と資源との積極的な仲介者である。十分な人的資源と情報資源は、図書館員の専門教育と継続教育と同様、現在と将来の課題に対応し、適切なサービスを実行するためには欠くことができない。資源が量的・質的に十分かどうかについて、指導層が図書館専門職と協議しなくてはならない。

利用者がすべての資源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育のプログラムが実施されなければならない。

継続的な調査研究は、政策立案者に図書館の社会的な利益を明示するために、図書館のインパクト（影響）や収集したデータの評価を重視しなくてはならない。図書館がもたらす社会の利益はしばしば次の世代に及ぶので、統計データについては長期的に収集しなくてはならない。

### 1-3.『IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022』から図書館を見る

#### 連携

連携を結ぶことは、図書館がより広範なより多様な人々と接するために不可欠である。関連する協力者、たとえば、利用者グループ、学校、非政府組織、図書館協会、企業、そしてその他の専門職との地域、地方、全国、国際な段階での協力が確保されなければならない。

#### 宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

（長倉美恵子・永田治樹・日本図書館協会国際交流事業委員会訳）

原文IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022.

<https://repository.ifla.org/bitstream/123456789/2006/1/IFLAUNESCO%20Public%20Library%20Manifesto%202022.pdf>

### 1-5.ランガナタンの『図書館学の五法則』から見る

- 第一法則 本は利用するためのものである
- 第二法則 いずれの読者にもすべて、その人の本を
- 第三法則 いずれの本にもすべて、その読者を
- 第四法則 図書館利用者の時間を節約せよ
- 第五法則 図書館は成長する有機体である

### 1-6.図書館法から見る

日本国憲法→教育基本法→社会教育法→図書館法  
図書館をめぐる法体系

日本国憲法（第26条）（昭和21年11月3日憲法）

→教育基本法（社会教育 第12条）

（平成18年12月22日法律第120号）

→社会教育法（図書館及び博物館 第9条）

（昭和24年6月10日法律第207号）

→図書館法

（昭和25年4月30日法律第118号）

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条」の教育機関：  
専属的物的施設及び人的施設を備え、かつ、管理者の管理のもとに自らの意思をもって継続的に事業を行う機関

### 1-6.図書館法から見る

日本国憲法の三大原理…国民主権、**基本的人権の尊重**、平和主義

→図書館は基本的人権ととくに密接なつながりをもつ。

日本国憲法の人権規定

『教育を受ける権利』（26条）…学習権、資料・情報の提供

『学問の自由』（23条）…真理の探求に必要な自由と学習環境

『社会的生存権』（25条）…読みたい本や必要な情報の入手、健康で文化的な最低限度の生活

『表現の自由と知る権利』（21条）…表現行為への規制、情報の受け手にも影響、「図書館の自由に関する宣言」前文・副文、『知る権利』

『参政権』（15条）…権利行使には**必要かつ十分な資料・情報の入手**

### 1-6.図書館法から見る

図書館は、あらゆる人々の自発的な知る営みを支える

→「教養、調査研究」だけでなく、広く「レクリエーション」も含む。間口が広い。（第2条）

（定義）

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

1-6.図書館法から見る

図書館資料は本だけではない。(第3条：図書館奉仕)

→収集する資料…絵画、美術品。予約・リクエストは大切な情報→土地の事情及び一般公衆の希望にそう

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類並びを適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

1-6.図書館法から見る

図書館は地方分権を地で行く存在。→郷土資料、地方行政資料(第3条)、条例設置(第10条：設置)

第3条

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

1-6.図書館法から見る：図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

第二 公立図書館 一 市町村立図書館 2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の实情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

1-6.図書館法から見る：図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

第二 公立図書館 一 市町村立図書館 2 図書館資料

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

第二 公立図書館 一 市町村立図書館 3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

1-6.図書館法から見る：図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の实情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

1-6.図書館法から見る：図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布

(四) 利用者に対応したサービス

ア(児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ(高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ(障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ(乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ(外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

1-6.図書館法から見る：図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布  
 第二 公立図書館 二 都道府県立図書館 1 域内の図書館への支援

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該 都道府県の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること  
 ウ 図書館資料の保存に関すること  
 エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

1-6.図書館法から見る：図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備  
 イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

6 準用  
 第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

1-7.「図書館の自由に関する宣言」から見る

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。

1-7.「図書館の自由に関する宣言」から見る

第1 図書館は資料収集の自由を有する  
 (2のつづき) その際、

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。  
 (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。  
 (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。  
 (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。  
 (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

1-7.「図書館の自由に関する宣言」から見る (2のつづき)  
 その際、

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。  
 (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。  
 (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。  
 (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。  
 (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

1-7.「図書館の自由に関する宣言」から見る

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの  
 (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの  
 (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。(略)



1-8. 図書館員の倫理綱領（日本図書館協会1980年6月4日総会決議）から見る  
 （資料に関する責任）  
 第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

図書館員は、専門的知識と的確な判断とに基づいて資料を収集し、組織し、保存し、積極的に提供する。そのためには、資料の収集・提供の自由を侵すいかなる圧力・検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集・提供をしてはならない。図書館員は、私的報酬や個人的利益を求めて、資料の収集・提供を行ってはならない。

1-8. 図書館員の倫理綱領（日本図書館協会1980年6月4日 総会決議）から見る  
 （資料に関する責任）  
 第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

資料のひとつひとつについて知るということは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る努力を怠ってはならない。資料についての十分な知識は、これまでも**図書館員に対する最も大きな期待**のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいちだんと高まっていることを忘れてはならない。さらに、この知識を前提としてはじめて、**潜在要求をふくむすべての要求**に対応し、**資料の収集**・提供活動ができることを自覚すべきである。

1-8. 図書館員の倫理綱領（日本図書館協会1980年6月4日 総会決議）から見る  
 （資料に関する責任）  
 第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

**出版の自由**は、単に資料・情報の送り手の自由を意味するのではなく、より根本的に**受け手の知る自由**に根ざしている。この意味で図書館は、読者の立場に立って、出版物の生産・流通の問題に積極的に対処する**社会的役割と責任**を持つ。また図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」の堅持が、出版・新聞放送等の分野における**表現の自由**を守る活動と深い関係を持つことを自覚し、常に**読者の立場**に立ってこれら関連分野との**協力につとめる**べきである。

2. コレクションづくりとは  
 消費する読書で終わらない蔵書作り

- ① 選択-発注-受入れ-配架……利用……評価-（書庫入れ、廃棄、リユース、買い替え）という作業の連続。
- ② 新刊と既刊の組合せへの目配りによる一冊をセレクトする
- ③ 人様（コミュニティ）のために選ぶ作業・業務であることの確認
- ④ コミュニティの要求の土台にたつたより良い一冊をセレクトする
- ⑤ 多様性を実感でき、様々な比較ができる組織された資料群の構成え、と、せ、と、ら、

2-1. 選ぶ  
 専門職（集団）としてどれだけ時間と手間を掛けられるか？ある程度の資料費も。

- ① 人様（コミュニティ）のために本を選び、資料組織化する専門家…司書、職員集団 ※ コミュニティのくらし生活、人情、地域の事情などの理解
- ② 資料図書館の規模や資料費にもよるが…1週間に一度は選んで発注（毎日はずさずかに無理？）→特に新刊は出たての早い時期を狙う、リクエストの対応にも有効。  
 ※ 個人のセレクトは随時（いつも）MARCが無い場合は保留???
- ③ 合議できる場、意思決定する場がほしい。濫審を語り合う場？これの繰り返しで職員集団のスキルアップと良い運営に繋がる。
- ④ 「正解」を求める作業と考えない方がいい。…リクエストや新しい内容
- ⑤ お互いに融通し合える図書館網があると豊かになる。

2-2. 選書の方法の色々

- ① リスト選書（寄注）  
 一定のタイミングで出版された本から選ぶ>>>現物が見られない（出版情報や予備知識の収集が必要）、発注時期を逸すると悲惨  
 ※ ネットでの書店取り扱いを組合せる事が出来ると良い？  
 ※ たまにハズレなことも…。
- ② 現物（見計らい）選書  
 現物が見られる。その場で現地設備が行われる場合はスムーズ。>>>予算規模などにより絞り込みがされる（返品率が影響）  
 ①と組み合わせる必要も。 ※ 書店の無い地域では困難
- ③ リスト選書（セット的）  
 安定した迅速な納品>>>選書と言えるか？  
 ※ 似たような書架にならない工夫（土地の事情…）。小さな図書館には？



### 2-3.選書のツール

- ① 取次ぎや図書館専門書店発行の週刊出版情報
- ② web版日本書籍総目録, books.or.jp
- ③ 単行本に載っている参考文献(既刊), 書誌
- ④ 取次ぎなどのネット書店の情報
- ⑤ 出版社の目録  
国立国会図書館の近刊情報

[http://iss.ndl.go.jp/information/2018/06/28\\_announce\\_jpro/](http://iss.ndl.go.jp/information/2018/06/28_announce_jpro/)

- ⑦ その他 ネットの情報, 出版指標年報, 出版年鑑  
え. と. せ. と. ら.

### 2-4.収集方法

設置自治体や地域の事情により一様ではない。入札などの問題。ネット環境やITが小さな書店にも力。地元の出版文化をどう考えるか？

- ① 書店, 書店組合
- ② 図書館専門書店
- ③ 直販
- ④ ネット書店

### 3. コレクションの見せ方…NDCの可能性と限界

主題配架はコレクションの鏡。書架整理の大切さ

- ① 図書館が書店と違うのは, 利用により書架の本が出たり入ったりすること
- ② NDCを書架分類に使った配架が一般的
- ③ NDCを展開したり, 別置したり, 桁の工夫をするのは書庫の配架とは違った楽しみ(苦しみ)
- ④ 開架は「あくまで主題にこだわった配架」vs「シリーズで並べたい誘惑」。
- ⑤ ラベルの「無駄」を省く工夫。
- ⑥ メディアミックス(雑誌バックナンバー, 視聴覚資料など)
- ⑦ 面陳
- ⑧ 書架表示

### 4. コレクションづくりを考えることは図書館運営の根幹

選書は図書館の根幹を支えるもの。

選書から廃棄までのサイクルは図書館運営を牽引する弾み車。

選書の考え方(基準・方針など)は図書館運営のベクトルを表すもの。

### 5.その他

中小都市における公共図書館の運営(中小レポート)

市民の図書館

著作権法

ご清聴ありがとうございました